

# 令和4年度和歌山県サービス管理責任者等実践研修実施要領

## 1. 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」とする。)の養成を図ることを目的とする。

## 2. 研修日程・場所

日程	場所
1日目 令和4年10月31日(月)	勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島 1-5-47)
2日目 令和4年11月 1日(火)	
3日目 令和4年11月 7日(月)	
計3日間	

## 3. 定員

(1) 定員 40人

(2) 申込者多数の場合は、令和元年度に基礎研修を修了後、実践研修を受講せずにサービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として既に配置されており、本研修を受講しなければ、サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事できなくなる者を優先する。※

※なお、令和4年度は、令和5年2月にも実践研修の開催を予定しています。

## 4. 研修対象者

次の①から③のいずれかに該当する者、かつ、研修要件を満たす者

- ① 令和元年度の基礎研修修了後、実践研修を受講せずにサービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として既に配置されている者
- ② 人事異動等により、サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者としての配置が確定している者
- ③ 新規立ち上げ予定の事業所にサービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者としての配置が確定している者

<研修要件>

- **基礎研修修了後**、令和4年10月30日現在で、2年以上かつ360日以上の**相談支援または直接支援業務の実務経験がある者**※実務経験の確認については、別紙1、2を参照
- 県内の事業所に所属している者、または、県内在住者

## 5. 受講申込方法

- ・ 所属する法人(団体)を通じて、ウェブ申し込み後に、必要書類を郵送して下さい。
- ・ ウェブ申し込みについては、社会福祉法人和歌山県福祉事業団のホームページ(<https://www.wfj.or.jp>)にある申し込みフォームよりお申し込みください。

○ウェブ申し込みの手順

- ① [トップページ] → [研修案内] → [令和4年度和歌山県サービス管理責任者等実践研修] → [申込フォーム] から必要事項を入力してください。
- ② 入力完了しましたら、【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷し、押印後に郵送して下さい。

- ※ ウェブ申込完了後に申込確認メールが届きます。そちらのメールからも【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷することが可能です。
- ※ インターネットセキュリティの関係で自動メールが届かない場合があります。
- ※ その際にはお手数ですが社会福祉法人和歌山県福祉事業団までご連絡ください。
- ※ インターネット環境が無く、ウェブ申し込みができない方については、申込書を送付しますので社会福祉法人和歌山県福祉事業団までご連絡ください。



こちらからも申し込み可能  
(QRコード)

#### ○郵送するもの(令和4年9月22日消印有効)

- ・ウェブ申し込み完了確認書(インターネット申し込み完了後に印刷したもの)
- ・サービス管理責任者等基礎研修修了証書の写し
- ・実務経験証明書(基礎研修修了後、2年以上の実務経験が必要となります)  
※令和4年10月30日(日)までの見込みで記入してください。
- ・県内在住者のうち、県外事業所に所属する場合は、県内在住であることを証明する書類を添付してください。

#### 【申込書送付先(問い合わせ先)】

### 和歌山県福祉事業団本部

〒649-2102 西牟婁郡上富田町岩田2456-1

電話 0739-47-6640

メール [sabikankenshu@wfj.or.jp](mailto:sabikankenshu@wfj.or.jp)

#### 【申込受付期間】

令和4年8月29日(月)～9月22日(木)(消印有効、データは9月22日必着)

注)申込受付期間を厳守してください。提出書類不備の場合は受付できませんので、不備のないよう十分確認の上、提出してください

#### 6. 受講者の決定および通知

- ・受講の可否については、申込者全員に通知します。  
※受講の可否の通知書は、所属法人宛に10月上旬頃の郵送を予定しています。

#### 7. 修了証書

- ・全日程を修了したものに對し、氏名及び生年月日、研修区分を記載した修了証書を交付します。  
**※インターネットでの申込の際に入力された氏名、生年月日の情報が修了証に反映されますので、入力間違いのないようご注意ください。**
- ・修了証書には住民票上の氏名を記載します。都合により、別の氏名を使用している場合は、連絡をお願いします。
- ・原則、遅刻・欠席・早退がある場合、また、指定課題の提出がない場合は修了証書を交付しません。
- ・著しく受講態度が悪く(私語、居眠り等)、修了について講師の同意を得られない方につきましても修了証書を交付しません。

#### 8. 経費等

- ・研修参加費として、5,000円を研修1日目の受付時に徴収させていただきます。
- ・研修参加に伴う旅費及び宿泊費については、受講者(所属する法人等を含む)が負担願います。

## 9. その他

- ・ 令和元年度に基礎研修修了後、サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として既に配置されており、まだ実践研修を受講していない者は、必ず受講してください。

(本研修を受講しなかった場合、サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事できなくなる恐れがあります。)

- ・ 平成31年4月1日の制度改正により、研修カリキュラムが変更しております。そのため、本研修は、サービス管理責任者等に従事するための要件の一部を満たすものです(本研修を修了するだけではサービス管理責任者等として従事することはできません)。サービス管理責任者等として従事するには、配置のための実務経験を満たす必要があります。サービス管理責任者等としての配置のための実務経験については、厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)及び厚生労働省告示第110号(平成31年3月29日)を参照してください。
- ・ **研修当日は入室前に検温を行います。37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可とします。また、会場ではマスクの着用をお願いします。**
- ・ 会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。
- ・ 交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。
- ・ 研修当日、公共交通機関(電車等)等の事情により、研修時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに社会福祉法人和歌山県福祉事業団までそのことを連絡してください。なお、その際には必ず公共交通機関が発行する遅延証明書等の交付を受けてください。  
**※この場合以外の遅刻は認められません。**
- ・ 警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。  
変更・中止の場合は、研修当日の午前7時以降に社会福祉法人和歌山県福祉事業団ホームページにてお知らせします。
- ・ 警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

## 10. 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、和歌山県と和歌山県福祉事業団が共有します。なお、必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。